

商品概要説明書

定期積金＜定額式＞

(令和8年10月1日現在)

募集期間	令和8年10月1日（木）～令和8年12月30日（水）
商 品 名 (愛 称)	・定期積金＜定額式＞ (つみスタ)
ご利用いただける方	・個人かつ、 当組合口座にて児童手当を受給している方、 新たに指定できる方または、そのお子様
期 間	・1年以上7年以内
払込方法 (1) 払込方法	・口座振替により契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 - なお、令和3年10月1日以降の新規契約分については、約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。
(2) 払込金額	
(3) 払込単位	
(4) 払込周期	
積立限度額等	・お1人様あたり満期時払込総額500万円まで
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り	【金利コース】 ・年1.00%（税引後0.796%）の利回りを満期日まで適用します。 【よりぞうコース】 ・年0.80%（税引後0.637%）の利回りを満期日まで適用します。 税引後利回りは下4桁以降を切り捨てて表示しています。実際に受取られる金額とは異なる場合があります。
(2) 支払頻度	
(3) 計算方法	
(4) 税 金	
手 数 料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.50%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込となります。
ご契約記念品	・オリジナルよりぞう立体シール 【よりぞうコース】ご契約者のみ (進呈は、お1人様あたりおひとつ)
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% - ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 - 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡリスク統括部（電話：０７８－９８１－８７６９）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡリスク統括部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：０７８－３４１－８２２７） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当ＪＡリスク統括部またはＪＡバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域の組合員・利用者からのお申し出について、組合員・利用者の意向に基づき、組合員・利用者のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。）
その他参考となる 事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年３６５日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・前納積立のお取扱いはいたしかねます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・募集期間の途中でであっても取扱内容を変更または終了する場合があります。

詳しくは窓口またはくらしの相談員にお問い合わせください。

ＪＡ兵庫六甲